

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○家畜伝染病の発生

(畜産課)

一

○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の

指定(二件)

(農村整備課)

一

○建設業者の不正行為等に対する監督処分基準の一部改正

(事業管理課)

二

○河川区域の指定

(河川課)

二

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

(防災砂防課)

二

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

二

公 告

○開発行為に関する工事の完了(三件)

(建築宅地課)

二

監 査 委 員

○定期監査結果に対する措置の公表

三

告 示

○宮城県告示第八百四十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十四年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛(黒毛和種)

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

登米市

五 発生日月

平成二十四年十月十七日

六 患畜の取扱

法令殺

○宮城県告示第八百五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十一条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業宮崎北部地区について樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成二十四年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 非農用地区域内に換地を定める土地

| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 用途 | 地積㎡ |
|-----|-----|----|----|----|----|-----|
| 加美町 | 谷地森 | 西田 | 八一 | 田 | 田 | 四五九 |

○宮城県告示第八百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十一条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業宮崎北部地区について樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成二十四年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 非農用地区域内に換地を定める土地

| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 用途 | 地積㎡ |
|-----|-----|----|-------|----|----|-----|
| 加美町 | 谷地森 | 本郷 | 一三〇・一 | 田 | 田 | 一一〇 |
| 同 | 同 | 峰岸 | 一一一 | 田 | 田 | 五二九 |

| | | | | | | |
|---|---|---|-----|---|---|-----|
| 同 | 同 | 同 | 一一六 | 田 | 田 | 五三一 |
|---|---|---|-----|---|---|-----|

○宮城県告示第八百五十二号

平成十五年宮城県告示第三百二十二号（建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準）の一部を次のように改正し、平成二十四年十一月一日から施行し、同日以後に不正行為等が行われたものから適用する。

平成二十四年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三号2（③）中、「第七条の第二十三項」を、「第七条の第二十八項」に改める。
第三号2（四）に次のように加える。

- ③ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）違反、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）違反、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）違反
- イ 役員又は使用人が懲役刑に処せられた場合は七日以上、それ以外の場合で役員が刑に処せられたときは三日以上の営業停止処分を行うこととする。
- ロ 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下、「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当当局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当当局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。この場合において、営業停止期間は三日以上とする。

○宮城県告示第八百五十三号

伊里前川水系に係る二級河川伊里前川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第一号の区域以外の区域（図面省略）

○宮城県告示第八百五十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所において縦覧に供する。
平成二十四年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

寺沢急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

石巻市 雄勝町立浜寺下

- 二番一 一号
- 一番 一号から四号まで
- 四番 五号
- 二番一 六号

○宮城県告示第八百五十五号

鶴田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十四年十月二十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年十月三十日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十四年十月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

- 名取市堀内字梅百九十一番十一 大内きよし
- 岩沼市下野郷字浜二百四十三番地の十八 大崎市古川李埴字前田三十八番地一 大内 敬介

| | |
|--|--|
| <p>○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。</p> <p>平成二十四年十月三十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 名取市堀内字梅百九十一番四及び百九十一番十</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 三 岩沼市桑原四丁目七番三十一号 菊地加代子</p> <p>○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。</p> <p>平成二十四年十月三十日</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 名取市堀内字梅百九十一番四及び百九十一番十</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 岩沼市堀の社三丁目四番五号 十九・一 号 佐久間利雄</p> <p style="text-align: center;">監査委員</p> <p>○宮城県監査委員告示第10号</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。</p> <p>平成24年10月30日</p> <p>宮城県監査委員 安 藤 俊 威 宮城県監査委員 菅 間 進 宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子</p> <p>1 監査委員の報告日 平成24年8月21日</p> | <p>2 通知のあった日 平成24年10月5日</p> <p>3 監査委員の報告内容及び措置の内容</p> <p>(1) 仙台三枝高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容 教育財産の使用許可に係る使用料等において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容) ○電柱敷地等</p> <p>4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、11月になってから4月に遡って調定したもの</p> <p>・件数 6件</p> <p>・調定金額 36,580円</p> <p>○使用料及び光熱水費</p> <p>平成23年5月7日から9月10日までの期間に、外部模擬試験会場として学校の使用を許可したが、施設使用料及び光熱水費を10月になってから遡って調定したもの</p> <p>・件数 26件</p> <p>・調定金額 68,747円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>財務規則等の関係諸規定を遵守し、事務処理することを徹底するとともに、複数の職員で確認するための処理確認表を作成の上、教育財産の使用許可後は速やかに蔵入担当者が調定する事務の流れを整えるなど体制を強化し、事務処理が遅延することのないよう対応していくこととした。</p> <p>(2) 石巻好文館高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容 教育財産の使用許可に係る使用料等において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容) ○電柱敷地等</p> <p>4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、翌年3月に調定したもの</p> <p>・件数 2件</p> |
|--|--|

・ 調定金額 23,500円

○光熱水費

売店等に係る平成23年5月から11月分の光熱水費を翌年3月にまとめて調定したものの

・ 件数 18件

・ 調定金額 40,456円

□ 措置の内容

各担当の業務執行状況の把握が適切に行われなかったことが原因と考え、担当者ごとに業務の作業予定表を作成し、常に事務職員全員で業務の進捗状況を把握できるようにし、遅延防止を図ることとした。